

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2019年1月14日
 2353号

確定申告

民商でしっかり対策を！

今年も確定申告の時期が迫ってきました。確定申告は自分で計算し、納得のいく申告をすることが大切です。税法は「納付すべき税額が、納税者の申告により確定すること」を原則とする（国税通則法第16条）と申告納税制度をとっています。また、所得税の確定申告を基に地方税や国保料も決まってきます。仲間どうしで学び合い、民商でしっかり対策をたてましょう。

☆配偶者特別控除の控除額が引き上げ

配偶者特別控除では今まで収入が103万円までは38万円控除で103万円を超えると段階的に控除額が下がっていきましたが今回の改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げられました。配偶者がパートなどで働いている場合は注意が必要です。

経営力を高める自主記帳・自主計算

通則法の改悪ですべての白色申告者も記帳と帳簿保存が義務づけられました。ムダな経費はない？商品やメニューの開発にどれくらい資金をまわせる？経営を数字でつかみ次の一手を打つためにも、自主記帳・自主計算は大切です。

融資の借入れや国保料の減免にも実態を示せ、乱暴な税務調査を跳ね返す力になります。民商で自分ができる記帳を学び、納得と安心の自主申告を行いましょう。



パソコン記帳

第8回 1月22日(火)

三条民商事務所

午後7時～午後9時

◆各自でノートパソコンを用意して下さい。参加希望の人は民商までお問い合わせ下さい。



婦人部記帳会

1月15日(火)13時30分より 民商事務所
 1月15日(火)19時30分より 民商事務所

年末調整、忘れていませんか？

従業員の源泉徴収した所得税を確定させる年末調整の納付期限は納期の特例を受けている事業所で1月21日になっています。まだの方はお早めの手続きをお願いします。

用意する物

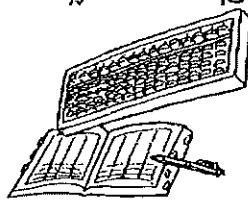
◎源泉徴収簿、支払給与の金額が分かるもの

◎扶養控除等(異動)申告書、社会保険料控除、生命保険金額など所得控除金額の分かるもの

◎その他、住宅所得控除等書類など年末調整をするのに必要な書類

◎前期分の納付書の控え

納付期限 1月21日(月)まで(特例納付の人)
 書類提出期限 1月31日まで



講演会 安倍改憲で日本は どう変わる？ 「戦争する日本にしたいのか！」

日時 1月26日(土)
 13:30～15:30
 場所 三条東公民館
 多目的ホール1

講師 金子 修 弁護士
 (新潟合同法律事務所)
 主催 三条市民アクション

加茂支部のお知らせ

加茂事務所
 521884

加茂支部事務所は

1月17日(木)午後1時30～3時
 3時より新聞配達
 1月24日(木)午後1時30～3時
 3時より新聞配達
 1月31日(木)午後1時30～3時
 3時より新聞配達

急な場合は、三条民商(3212710) または役員までご連絡下さい。

加茂支部記帳会のお知らせ

1月21日(月)19時～
 加茂支部事務所

